

第 32 回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 平成 30 年 10 月 23 日 (火)

2. 招集日時 午後 1 時 30 分 開議

3. 招集場所 役場 2 階第 1 会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長 (12 番) 西館 徳松、 職務代理者 (11 番) 中里 照夫、

1 番 古里 典子、 2 番 内澤 初蔵、 3 番 下谷地敦雄、

4 番 福田 光雄、 5 番 山田 一夫、 6 番 荻谷 雅行、

8 番 鶴飼 榮一、 9 番 本田 健耕、 10 番 泉山 和彦

農地利用最適化推進委員：

2 番 木村 正司、 3 番 川島 秋子、 4 番 笹山結実男、

6 番 寺澤 正幸

5. 欠席委員 農業委員：

7 番 畑林 悦男

農地利用最適化推進委員：

1 番 古館 久、 5 番 清藤 秀則

6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬 設男、 主任 紫葉 優樹、
主事補 永井 重徳

議 長 (西館会長)

それではただいまより、第 32 回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

(開会 午後 1 時 30 分)

議 長 本日の出席農業委員は、11 名で、在任委員の過半数に達しておりますので
会議は成立いたしました。また、農地利用最適化推進委員は、4 名の出席とな
っております。なお、畑林委員、古館委員、清藤委員からは、欠席の報告がご
ざいました。

それでは日程に入ります。

日程第 1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より
指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

現地確認は川島委員と山田委員にお願いしてございます。

番号3については、長男へ贈与するための無償移転の申請となります。現地確認につきましては川島委員、山田委員にお願いしてございます。

番号4については、賃貸借による10年間の新規での設定の申請となります。賃借料につきましては、資料のとおりでございます。現地確認は寺澤委員と本田委員にお願いしてございます。

農地法第3条第2項の各号についての調査説明をいたします。

第1号の全部効率利用については、耕作地の状況、保有機械、申請人世帯の農業経験等により農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号は個人であり適用となりません。

第3号は信託ではないため適用となりません。

第4号の常時従事要件について、譲受人世帯は農作業を行う必要がある日数を農作業に従事すると見込まれます。

第5号下限面積については、権利取得後の経営面積が30a以上要件を満たします。

第6号転貸禁止については、譲渡人の所有地であって転貸にあたりません。

第7号地域調和についても、周辺農地との調和に配慮するとの申出であり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、申請内容は許可要件を全て満たしていると考えます。

議長 　　ただいま、説明申し上げたとおりです。現地確認についてですが、番号1は、木村委員と泉山委員に、番号2、番号3は、川島委員と山田委員に、番号4は、寺澤委員と本田委員にお願いしておりますので、それぞれ順にご報告願います。

木村委員 　番号1について報告いたします。場所は〇〇地区内、第〇地割〇〇〇〇の田は〇〇〇〇の周辺で、〇〇〇〇線道路から3枚目で周囲は田となっています。その他3筆は〇〇〇より上流へ300m程のところであり、周囲は田又は畑となっています。第〇地割字〇〇〇〇は長いも畑として利用されており、同じく〇〇、〇〇〇〇は作付をしていないものの草刈り等の管理を行っています。農業上の効率的な利用、地域の調和等に支障はないと思われまますので、この申請は許可相当と考えます。

川島委員 　番号2について報告します。場所は〇〇地区内、〇〇〇〇〇〇線町道から西へおよそ150mの所にあり、周囲の状況ですが、東側は畑、西側は田、南側は宅地、北側は田となっております。農地は牧草地、ブルーベリーが栽培されており、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。農地の位置関係など、農業上の効率的、総合的な利用、地域の調和に支障はないと思われまます。よってこの申請は許可相当であると考えます。

　　続きまして番号3です。場所は〇〇〇〇地区内です。①②の農地は〇〇地区の基盤整備された田の一部で、周囲は全て田となっています。③④の農地は〇

〇〇〇の西側、自宅の北側に位置しています。⑤⑥⑦⑧⑨⑩の農地は〇〇地区の元の自宅の周囲に位置しており、畑となっています。⑪⑫の農地は元の自宅から東側 500m以内の所にあります。⑬⑭の農地は〇〇〇〇〇の国道〇〇〇の道路下に位置しています。譲受人の農地は全て耕作されており、保有している機械や家族状況、農業経験から見て、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。申請農地は、これまで主に水稻、葉たばこが栽培されており、農地の位置関係など、周辺農地の効率的、総合的な利用に支障はありません。よってこの申請は許可相当であると考えます。

寺澤委員 番号4について報告いたします。場所は〇〇地区内です。〇〇〇〇〇は〇〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇〇線を 500m位〇〇に向かって南側に位置しており、四方を畑に囲まれています。〇〇〇〇〇と〇〇〇〇の農地は並んで同じ場所にあります。〇〇の集落の南側に位置しており、北側は山林、西側、東側は畑、南側は果樹園となっています。〇〇〇〇〇は〇〇集落の南西にあり、周囲は山林に囲まれています。申請地はこれまで譲受人の父親が借り受けて利用していましたが、今回合意解約のうえ、息子に譲り渡すものであります。譲受人は今年就農し、父親と一緒に働いていましたが、独立のために貸借権を設定したいとのこと。意欲もあり、農地を効率的に利用できると思われ。周辺農地への支障はなく、効率的に利用されると思われるため、許可相当であると考えます。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号3について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ここで、農委法第 31 条の規定の議事参与の制限により、中里委員は一時退席願います。

(中里委員 退席)

議 長 番号4について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 中里委員の復席をお願いいたします。

(中里委員 復席)

議 長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することにいたします。

日程第4、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農地について、農用地利用集積計画の決定について審議をお願いします。

それぞれの農地の所在、地目、面積、所有者の状況については、資料のとおりです。番号1から番号28までの計36筆で、地目は全て田となります。〇〇〇地区の圃場整備した水田となっており、いずれも3年間の使用貸借で新規の設定となります。農地中間管理事業の活用ということで、農地中間管理機構が一括で借り受けるということとなります。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。同一事業ということもあり、一括でご意見を伺いたいと思います。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することとし、計画策定について町長へ要請いたします。

日程第5、議案第3号、農用地利用配分計画案に対する意見について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について審議をお願いいたします。番号1及び番号2は、先ほど議案第2号で審議いただいた申請を受けて、農地中間管理機構が〇〇〇地区の認定農業者である受人に貸し付けるという内容でございます。利用目的は田で3年間の使用貸借の設定となります。配分理由につきましては、地域内の話し合いによる集積のためとのことでございます。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第3号、農用地利用配分計画案については、原案のとおり異議のない旨を町長へ報告いたします。

ここで休憩にします。

事務局より報告・協議事項がありますのでお願いいたします。

(午後2時15分 休憩)

~~~~~

( 午後3時7分 再開 )

議 長 再開します。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもって、第32回軽米町農業委員会総会を閉会といたします。